

『エミール』に対する裁判および検閲

— ジャン・ジャック・ルソーと思想弾圧 —

永 冶 日出雄

一 『エミール』の公刊と思想家ルソーの受難

一七六二年五月二日朝ジャン・ジャック・ルソーの庇護者リュクサンブール侯爵夫人は、革綴じされた『エミール、または教育について』全四巻を出版業者デュシェーヌから三十部受け取った。この書物は翌日より私的に配布され、パリの店頭へも同月二十七日に現れる。しかし、発売の五日後出版統制局長官マルゼルブと警視総監サルチーヌは『エミール』の押収を命令し、パリ高等法院も六月九日その著者に逮捕状を發した。侯爵夫人から高等法院の動きを通報されたルソーは、モンモランシーの寓居よりスイスへ急拠亡命する。⁽¹⁾

フランスの啓蒙思想は七十年に及ぶ大業であり、幾多の障害と弾圧に遭遇した。しかし、ルソーの受けた迫害は、『百科全書』への様々な試練や『精神論』の著者エルヴェシウスの筆禍とともに、〈哲学者たち〉の受難のなかでもっとも深刻な事件に数えられる。⁽²⁾ 有罪を宣せられた彼に、ソルボンヌの検閲とパリ大司教ボーモンの弾劾書が追い撃ちをかける。故郷ジュネーヴでも『エミール』と『社会契約論』が焚書にされ、官憲が待

ち構えた。そして、オランダにおける『エミール』の発禁、ヌーシャテル湖畔での投石と放逐、ヴォルテールやヒュームとの齟齬軋轢がルソーを極限にまで追い詰める。

このような災厄や苦衷は『告白』第二部の第十一巻と第十二巻で痛切に回想されている。また、『エミール』公刊の経緯や亡命者ルソーの去就もいくつかの研究によって追跡されている。だが、『エミール』への弾圧を思想的・理論的な次元で検討した論究はきわめて少い。そもそもルソーのいかなる主張が権力の忌憚に触れたか。また、彼に対する糾弾がいかなる仕方と論理によって行われたか。フランスでの弾圧に研究の課題を限定しつつ、筆者はルソー断罪の主要な文書、すなわちパリ高等法院の裁判要録とパリ大学神学部の検閲報告をここに分析する。前者が政治的権力の防壁、後者は学問的権威の殿堂と考えられるからである。なお、『ヘミール』を断罪するパリ大司教書⁽³⁾も重要な史料に数えられるが、西川長夫による優れた全訳もあり、紙幅の限られた本稿では取り扱わない。

二 『エミール』に対するパリ高等法院の論告および判決

パリ高等法院大審部は『エミール』に対する審理を異常な早急さで進め、六月九日に有罪の判決を下した。この裁判の実態についてフランス文学史の大家ランソンは、二十世紀の初頭にいくつかの資料を発掘した。ランソンの調査によれば、聖霊降臨大祝日の前後、つまり五月二十九日より六月七日までは大審部も年次休会にあり、『エミール』の発売から審理の完了に至る間実際には三日の余裕しかなかった⁽⁴⁾。因みにエルヴェシウス著『精神論』は一七五八年七月二十七日に公刊され、翌年二月六日に禁書の判決を受けた。

パリ高等法院大審部には院長はじめ四十七名の評定官が所属した。しかし、『エミール』の審理を担当した

のは、院長モーブーなど十五名の評定官、法廷成立に必要な最少限の人数だけである。その日の裁判では（哲学者たち）に敵対的な聖職者が中心となり、啓蒙運動に好意的な高位高官、エノーやマルゼルブは参加していない。⁽⁵⁾ ルソーが危惧したとおり、『エミール』への弾圧は秘かに画策されていたと推測できる。

さて、パリ高等法院の裁判要録は検事総長フルーリの論告と評定官による判決文を主体とする。当日フルーリが行った論告は、きわめて簡略であり、概括的な『エミール』弾劾に止まっている。三年前に同じ検事総長が提出した『精神論』等への論告は、六五カ所の論述を組上に載せ、活版印刷二五頁に及ぶ。⁽⁶⁾ 他方『エミール』の裁判要録を構成するのは、四頁の論告と二頁の判決文だけである。まず論告を抜粋しよう。

我らの判断によれば、この書物を執筆した意図は、すべてを自然宗教に帰着させるところにある。こうした犯罪的体系を発展させるため、著者は教育の構想を練り、自分の生徒に試みようとする。

自然を唯一の指針と定め、道徳的な人間を形成する、と著者は生徒の教育について言う。そして、以下のように説く。すべての宗教は等しく正しい。風土、政体、民族的な気質、等々などの宗教も根拠を持つ。地域的な状況に応じ、時間や場所に即して特定の宗教が選ばれるだけである、と。

本能的に得られる知識しか、この著者は人間に与えない。そして、つぎのとおり主張する。情念は自己保存の主な手段である。〈神〉への信仰なしに人間が救われる。そして、人間を赦し給うキリストの神聖について、なにも知らなくとも構わない、と。彼の原理によれば、宗教を選択する場合、理性だけが判断の尺度となる。〈最高存在〉への讚美を著者は説く。しかし、崇拜の対象である〈最高存在〉の人性を、彼は勝手に抹殺する。我らの宗教が〈神〉より命じられた儀式・礼拝、〈聖霊〉に導かれて我らの教会が

定めた儀式・礼拝に彼は瀆神的な言辭を浴びせる。(7)

パリ高等法院で裁かれたのは、ルソーの宗教思想、具体的には「サヴォア人司祭の信仰告白」だけである、としばしば誤解されている。しかし、検事総長の簡略な論告も『エミール』全巻を対象とし、ルソーの基本原理とその具体的適用を非難する。ここでまず注目されるのは、ルソーにおける感覚論的な要素、合理主義的な側面が剔出されたことである。合理主義の立場からキリスト教を相対化し、カトリック教会の威信を弱めたことを、検事総長は赦さない。唯物論や無神論という攻撃こそ見られないが、『エミール』に対する糾弾は『精神論』や『百科全書』への攻撃と軌を一にする。抜粋を続けたい。

こうした不敬虔な言辭に彼が加えるのは、微に入り細にわたる猥談、礼儀や羞恥心を踏みにじるような解説である。また、怖ろしい主張も繰り広げる。彼は君主の權威を虚妄で忌わしいものと教え、權威への服従という原則を破壊する。かくして国王に対する敬愛がどの民族においても減退するように導く。(中略)

こうした原理で育てられる臣民がなにになるか。懷疑主義と宗教的寛容に毒された輩、情念に身を委ね、官能的快樂に耽溺する輩、自己愛以外は心に持たず、自然の声以外は耳に入らぬ輩、不滅の榮光に向う高貴な願望を知らず、奇矯という悪性の狂愚を続ける輩にしかなれぬ。キリスト教信者と立派な公民を身震いさせる原理がここにある。これらの原理で培われた生徒が、我らの宗教や国家にとってどんな存在になることか。(8)

自然宗教や懷疑主義で育成された人間が、君主や権力に反対することを、検事総長は糾弾する。『精神論』や『百科全書』に対する論告と同じく、この場合にも宗教的な信念と政治的な姿勢の関連が強調される。啓蒙運動に対する弾圧をたんに宗教的な係争と理解してはならぬ。〈哲学者たち〉の著作はフィルマーやボッシュなど王権神授説への論駁をしばしば秘めていた。それゆえ『社会契約論』がフランスで告発を免れた事実について、研究者フランソンは偶発的な原因によるものと説明している。⁽⁹⁾ 検事総長の論告を受けて、大審部法廷はつぎのような判決を下した。

大審部法廷は以下のとおり命令する。上級裁判所執行人は上記の書物（ルソー著『エミール』）を紐で括り、裁判所中庭大階段下において焚書とされたい。また、同書を所有する者は、かならず高等法院書記部に提出されたい。すべての書店に対して同書の印刷、販売、売却をただちに禁止する。配達人、呼売人、等々も同書を配布したり、売り歩いてはならぬ。これに背く者は特別の訴追を受け、厳格な法規によって処罰される。（中略）また、同書の扉に記された著者J・J・ルソーを逮捕し、パリ裁判所付属監獄へ連行するよう命令する。監獄において担当の報告評定官は同書の刊行について尋問を行い、検事総長から示された疑義に釈明を求め⁽¹⁰⁾る。

三 『エミール』に対するパリ大学神学部の検閲

高等法院判決の二日前、すなわち六月七日に開かれたパリ大学神学部理事会で、総理事ジュールベーズが『エミール』を激しく非難した。総理事の要請を受けて、ルソーの近著を検閲することが、七月一日の神学部総会

で決議された。⁽¹¹⁾ 『エミール』を担当した主たる検閲委員は、ソルボンヌ学舎教授オーク、聖スルピス会士ルグランなど四名である。オークはかつて『精神論』を取り調べた検閲委員であり、ルグランは『ヘミール』検閲報告』の起草者と推測される。『検閲報告』は数回にわたる審議を経て、八月二十日の総会で採択された。⁽¹²⁾

『ヘミール』に対する検閲報告』はジェルベーズの弾劾演説を序文とし、活版印刷二一四頁の長きにわたる。報告本文の各章には神学の体系に従ってつぎのような題目が付されている。①神または自然法、②啓示の可能性と必然性、③啓示の性格、④啓示を認識する方法、⑤奇蹟と予言、⑥啓示された教義、⑦真の宗教が標榜する不寛容。これらの各章では最初に『エミール』の記述が列挙され、ついで細密な検閲所見が掲げられる。ただし、巻末の約三十頁は概括的な結語といえよう。なお、序文、検閲所見、結語に関してはラテン語文とフランス語文が並置されている。以下『エミール』の論述と『検閲報告』の所見を対比しつつ検討したい。(以下筆者は『検閲報告』に引用されたルソーの文章に傍線を施し、また〔 〕内の説明を付加する。)

ルソー著『エミール』

〔A〕 物質、物体、精神、世界を神が創造したか否か、私は知らない。創造という観念は私を困惑させ、私の理解を超える。理解できる範囲で私は創造なるものを信じる。それでも私は知っていない。宇宙およびあらゆる存在を神が造り給うたこ

『ヘミール』検閲報告』

これらの命題は破廉恥かつ不敬度である。こうしてもっとも不条理な誤謬、マニ教、多神教、偶像崇拜が容認される。これこそ理性の光にまったく反する誤謬、神の一体性や単純性や完全性を著しく傷つける誤謬である。このような論は慄然と

とを。また、すべてを秩序あるものとして神が造り給うたことを。勿論神は永遠である。だが、永遠という観念を私の精神が理解できるだろうか。観念を伴わぬ言葉で、どうして私を言いくるめるのか。(第四篇「信仰告白」)

〔B〕 星、風、山、川、樹、町、家すらすべてみずからの魂や神や命を持つ。(中略) 人類にとって多神教は最初の宗教であり、偶像崇拜が最初の礼拝であった。唯一なる神を認識できるようにするのは、種々の観念を次第に一般化し、最初の原因に遡りえたときである。そのとき存在の全体系がひとつの観念に統合され、まさしく最高の抽象、〈実体〉という言葉が意味を帯びる。神を信じる子どもは、みな必然的に偶像崇拜者であり、少くとも神人同形論者である。(第四篇)⁽¹³⁾

する帰結、無神論への寛容という不敬虔な帰結にまで導く。(中略)

〔Aについて〕 第一の命題では世界創造にまづ疑問を投げ、ついだまことしやかにそれを否定する。(中略)

だから、理性の光だけに照らしても、第一の命題は不敬虔かつ漕神的である。また、啓示の光が明らかにするとおり、異端的ですらあって、神のあらゆる表徴に反する。(中略)

〔Bについて〕 宇宙は唯一の全体であって、すべての部分がただひとつの目的、すなわち永久かつ一様な全体的運行に従っている。こうした観念を人間が抱くのは、きわめて自然なことである。また、注意深い人がただひとつの原因、唯一なる神そのものを認識するのも、きわめて自然なことである。また、観察すれば明白であるが、唯一なる神を易々と認識できる力が人間には生得的に備わる。⁽¹⁴⁾

『エミール』の構成や論理によってではなく、神学的な体系や問題に即して『検閲報告』は組み立てられた。また、糾弾される叙述の過半は宗教に係るものである。高等法院の審理と同じくここでもルソーの合理主義や懷疑主義がまず罪状として挙げられる。啓蒙思想の権威ドラテはこうした『エミール』読解に注目し、マッソンなどのルソー解釈、浪漫主義的ないし非合理主義的な解釈に反論した⁽¹⁵⁾。なお、ロックやコンディヤックによって論破された生得観念の理論が、『検閲報告』では右記のとおり肯定されている。

ルソー著『エミール』

〔C〕 寓話すらも、ラフォンテーヌの寓話すらも、エミールはけっして暗記などしない。(第二

篇)

〔D〕 娘に宗教を教える場合、それを悲しいものや辛いもの、課業や義務にしてはいけない。したがって、宗教に関する事柄を、お祈りの言葉すらも、けっして娘に暗記させてはならぬ。(第五篇)

〔E〕 言葉による教訓を生徒に与えてはならぬ。経験による教訓だけを受け取ることが望ましい。

『エミール』検閲報告

これらの命題も謬りであって、我らを啞然とさせる。また、いかなる賢者の教えや行いとも相容れぬ。こうした命題に依拠して、異様で奇怪な教育計画、自然にも人間の目的にも反する教育計画が読者に提案される。魂の様々な能力はつねに錬磨を必要とする。しかし、この計画によれば、そうした能力がいつまでも錬磨されず、ほとんど機能を発揮できない。政治の次元でも宗教の次元でも、公益にも個人的利益にも、これほど有害な事柄があるか⁽¹⁷⁾。

また、いかなる種類の懲罰も課してはならぬ。

(第二篇)⁽¹⁶⁾

『エミール』第二篇からの引用は教育方法の原則を示した箇所である。エミールを育成する全過程において、ルソーは言葉や思弁の偏重を排し、感覚と経験を重視した。教理問答などへの批判を含むとはいえ、こうした人間形成の一般原則が『検閲報告』では宗教的な見地からのみ激しく非難される。情操や実践から湧き出る信仰すら、カトリック教会は危険と判断した。事物や経験をとおしての学習、自発性や発達段階の尊重という原則が近代の教育に与えた影響は測りしれない。しかし、新しい教育方法の提唱が当初どのような曲解と攻撃に曝されたか。『検閲報告』はそうした史実の証左ともなろう。

ルソー著『エミール』

〔F〕 ついに私たちは道徳的秩序のなかに入る。人間として第二步を踏み出したわけである。(中略)

人間の心に潜む自然的必要を基礎としないかぎり、すべての自然法は幻影に止まる。〈原註〉

〈原註〉己れの欲するところを人に施せ、という教えずら、良心と感情のほかはならんら基盤

『〈エミール〉検閲報告』

〔Fについて〕 福音書に示された律法の要諦、己れを愛するごとく隣人を愛せよ、がこれらの命題では曲解されている。隣人への愛が自己愛から派生する、と著者は言う。まるで自己愛が隣人に対する愛の基盤や動機であるかのように……。

(中略) しかし、だれもが充分に知り、心底で感

を持たぬ。(中略)自己愛から派生する人類愛こそ、人間にとって正義の原理となる。あらゆる道徳の要諦は福音書のなかに律法の要約という形で示されている。(第四篇)(18)

じてさえいる。万人の本来的な類似と平等に隣人への愛は根差す、と。また、そうした類似と平等がただひとりの人間、神によって創造された人間に始源を持つ、と。(19)

道徳理論と道徳教育についてもルソーは百科全書派の同類とみなされる。感覚論や快樂説から出発しながらも、憐憫という情念への注目、道徳的感情の重視、社会的実践の強調がルソーの特色であることに、ソルボンヌの神学者は気づかない。『エミール』における道徳教育は人類愛の育成を主眼とし、貧民や弱者への献身を究極の目的とする。こうした構想ヘルソーを導いたのは、絶対王政における民衆の貧困や窮状であろう。しかし、いかなる社会的状況のもとで、いかなる現実的課題に応えるため、新しい理論が築かれたかを、異端の審問はけっして考慮しない。

ルソー著『エミール』

〔G〕 子どもは当然父親の宗教によって育てられる。それが唯一の真正な宗教であること、ほかの宗教はすべて荒唐無稽であることを、どんな場合にも父親は子どもの前で美事に論証できる。だ

『エミール』検閲報告』

啓示宗教を破壊し、キリスト教を根底から覆すよう、これらの命題が大胆かつ危険な仕方で提起されている。(中略)
こうした理論は少くともつぎのような許可を各

が、どの国で行われるかよって、こうした論証の効力はまったく異なる。(第四篇)

〔H〕 すべての娘が母親の宗教を受け継ぎ、すべての妻が夫の宗教を受け入れることこそ望ましい。(中略) 女性はみずから判断できないので、教会の決定と同じく父親や夫の裁断に従うよう求められる。(第五編)⁽²⁰⁾

人に授ける。すなわち、場所、風土、政体が変れば、宗教を取り換えてもよい、と。また、標榜する宗教を次々と換えてもよい、と。(中略)
著者の断言がどんな帰結に導くか。母親が改宗する毎に、娘もかならず改宗せよ、という結論、夫が改宗する毎に、妻もかならず改宗せよ、という結論にはかならぬ。⁽²¹⁾

パリ高等法院における論告と同じく、ここでも相對主義的なルソーの宗教観が攻撃される。啓示への盲信や教義の注入を退ける人間形成は、さきに述べた教育方法と勿論密接に関連している。なお、保守的で差別的としばしば評されるルソーの女子教育論が、『検閲報告』では糾弾された。配偶者ソフィに関する『エミール』の論述は、カトリックの女性観や女子教育との関連であらためて評価する必要がある。

ルソー著『エミール』

〔I〕 一般意志のほかはなにも臣民を拘束しないので、つぎの事柄を私たちは究明しよう。一般意志はいかにして表明されるか。それを確実に認

『エミール』検閲報告』

エミールに教えられる政治の原理は明らかに空虚な思弁の所産であり、一切の公的社会、一切の文明状態に敵対する。数年前に彼がほかの著作で

識できる表徴はなにか。法とはいかなるものか。

法の偽りない性格とはなにか。(中略) 私たちが賢明な国王であると仮定せよ。己れにも他者にも役立つ最初の善行は、王位を棄て、本来の自己に還ることである。(第五篇)

〔J〕 私たちは危機の状況、革命の世紀に近づきつつある。(原註)

〔原註〕ヨーロッパの強大な君主国が今後ながく存続することは不可能である、と筆者は考える。(第三篇)⁽²²⁾

讚美した無秩序と野蠻な生活に、そうした原理は人々を誘導する。(中略)

著者によれば、最高の権限、国法を制定する権限が人民に存することは必然的かつ恒久的である。

(中略)

『ローマ人への手紙』のなかで聖パウロは教える。「すべての人、上にある権力に従うべし、それは神によらぬ権力はなく、あらゆる権力は神によりてたてらるる。それゆえ、権力に逆らう者は神の定め背くなり」⁽²³⁾

革命の予感として有名な第三篇の記述、ならびに巻末近くの政治理論と政治教育が断罪されている。検事総長フルーリが「哲学者たち」の社会契約説に反論するときと同様に、ソルボンヌの神学者も王権神授説に依拠してルソーを攻撃する。ただし、政治理論に関する検閲委員の所見は、神学部総会でなぜかほとんど削除するよう要請された。したがって、この項目では、パウロの言葉や高等法院の論告が紹介されたあと、ボッシュエ著『プロテスタントへの警告』からの引用が八頁にわたって続く。こうして『ヘエミール』検閲報告』のなかで政治理論に対する論駁だけが特異な形態を示している。⁽²⁴⁾

本稿における主要な文献に関しては左記の略号を使用する。なお、すでに邦訳がある史料も、ここに引用した箇所は筆者自身が訳出した。

- ROC : Jean-Jacques ROUSSEAU, *Œuvres complètes*, éditées par B. Gagnebin et Marcel Raymond, Paris, Gallimard, 1958-1969, 4 volumes.
- RC : Jean-Jacques ROUSSEAU, *Les Confessions*, dans ROC, Tome I.
- RE : Jean-Jacques ROUSSEAU, *Emile ou de l'éducation*, dans ROC, Tome II.
- RCC : Jean-Jacques ROUSSEAU, *Correspondance complète*, établie et annotée par R. A. Leigh, Paris, 1969-1982, 40 volumes.
- APE : *Arrest de la cour de Parlement qui condamne un imprimé ayant pour titre Emile Extrait des registres du Parlement. Du 9 juin 1762*, Paris, Simon, 1762, 7p.
- CFE : *Detentatio sacrae Facultatis parisiense, super libro cui titulus, Emile ou de l'éducation. Censure de la Faculté de théologie de Paris, contre le livre qui a pour titre, Emile ou de l'éducation*, Paris, Pierre-Alexandre le Pteur, 1762, 214p.
- ルゼ 『ルソー全集』全十六巻、白水社、一九七八—一九八四年。
- ルクコ ジャン・ジャック・ルソー著、桑原武夫訳『告白』全三巻、岩波書店、一九六五—一九六六年。
- ルナエ ジャン・ジャック・ルソー著、長尾十三三、原聡介、永治日出雄、桑原敏明訳『エミール』全三巻、明治図書、一九六七—一九六九年。
- (1) Madeleine-Angélique de Neuville-Villeroij, duchesse de Luxembourg à Rousseau, lettre du 22 mai 1762, dans ROC, Tome X, p.274.
- Ibid., lettre du 8 juin 1762, dans RCC, Tome XI, p.45.
- RC, 573-588, ルクコ'下巻 一三三—一五五頁。ルゼ'第二卷二〇〇—二一五頁。
- Marcel FRANCON, *La Condamnation de "l'Emile"*, dans *Annals de la Société Jean-Jacques Rousseau*, Tome XXXI (1946-1949), pp.230-231.

また、フランス絶対王政における出版統制の制度、さらには出版統制局長マルゼルブとルソーの関係については下記の書物が多くを教える。

木崎喜代治著『マルゼルブーフランス一八世紀の一貴族の肖像』岩波書店、一九八六年。一五—一七、一〇六一—一四二頁。

- (2) 『百科全書』および『精神論』に対する思想弾圧、さらにエルヴェンシュスの受難をめぐるルソーの反応については、左記の論文を参照をりたい。

J.-P. BELIN, *Le Mouvement philosophique de 1748 à 1789*, Paris, 1913.

D. W. SMITH, *Helvetius, A Study in Persecution*, Oxford, 1965.

拙稿「エルヴェンシュスに対するルソーおよびマドモアゼルロの哲学・教育論争について—フランス啓蒙思想における認識・道徳・能力の諸問題—」(その一)および(その十)『愛知教育大学研究報告〈教育科学〉』第二五輯(一九七六年)および第三七輯(一九八八年)。

なお、ルソーは『エミール』で開陳する信念、なかでも「サヴォア人助任司祭の信仰告白」に対する弾圧を予感しており、オランダでの印行を強く望んでいた。

『エミール』公刊の複雑な経緯についてはジマックの研究が詳細である。

Peter D. JIMACK, *La Genèse et la rédaction de l'Émile de J.-J. Rousseau. dans Studies on Voltaire and Eighteenth Century*, Volume XIII (1960), pp.50-67.

- (3) 西川長夫訳「付録 ショネーブ市民J.J.・ルソー著『エミール』あるいは教育について」と題する書物の論難を内容とするバリー大司教貌下の教書」。ルゼ、第七巻、五四七—五六〇頁。

- (4) Gustav LANSON, *Quelques documents inédits sur la condamnation et la censure de l'Émile et sur la condamnation des Lettres écrites de la Montagne. dans Annals de la Société Jean-Jacques Rousseau*, Tome I (1905), p.97.

- (5) *Ibid.*, pp.96-100.

- (6) cf. *Arrest de la cour de Parlement portant condamnation de plusieurs livres et autres ouvrages imprimés*, Paris, Simon, 1759, 31p.

- (7) APE, p.2.

- (8) *Ibid.*, pp.3-4.

- (9) FRANCON, *op. cit.*, pp.239-244.

- 10) APE, pp.5-6.
- 11) CFE, pp.3-10.
 なお、パリ大学神学部が行なった公刊後の検閲とは別に、『エミール』は公刊前に出版統制局の検閲を受けた。その際ルソーは前半の二巻に些細な修正を施し、『信仰告白』を含む後半の二巻に関しては一切の修正を拒否した。²⁸ JIMACK, op. cit., pp.62-63.
- 12) LANSON, op. cit., pp.110-112.
- 13) RE, p.593 et pp.552-553. ルナエ、第二巻 一三二頁および八四頁。ルゼ、第七巻 四九頁、第六巻 三五四—三五五頁。
- 14) CFE, pp.11-17, 21-24.
- 15) Robert DERATHE, *Le Rationalisme de J.-J. Rousseau*, Paris, PUF, 1948, pp.138-142.
- 16) RE, p.351, p.721 et p.321. ルナエ、第一巻 一五九頁、第三巻 五〇頁、第一巻 一一〇頁。ルゼ、第六巻 一三三頁、第七巻 一九〇頁、第六巻 九九—一〇〇頁。
- 17) CFE, pp.29-33.
- 18) RE, pp.522-523. ルナエ、第二巻 五〇—五一頁。ルゼ、第六巻 三二—三三、三七四—三七五頁。
- 19) CFE, pp.33-37.
- 20) RE, p.558 et p.721. ルナエ、第二巻 九〇頁、第三巻 四九頁。ルゼ、第六巻 三六〇頁、第七巻 一八九頁。
- 21) CFE, pp.164-168.
- 22) RE, pp.842, 849 et p.468. ルナエ、第三巻 一一四—一一五、一二四頁。一卷 三〇七—三〇八頁。ルゼ、第七巻 三二七—三二八、三三五頁、第六巻 一五九、三七三頁。
- 23) CFE, pp.187-189.
- 24) CFE, pp.190-198. LANSON, op. cit., p.112.